

令和6年(2024年)4月25日

報道機関各位

枚方市提供

## 指定居宅サービス事業者の指定の効力の全部停止処分について

標記の件について、下記のとおり指定の効力の全部停止処分を行いますので、ご報告いたします。

### 記

#### 1. 経過報告

令和5年7月に利用者から必要な資格を持っていない訪問介護員が、喀痰吸引行為を行ったと通報があったことから、令和5年9月1日から監査を行い、書類の検査及び事業者代表者等への聴き取り等を行った結果、令和5年2月から令和5年7月までの期間において、人格尊重義務違反が認められたため、介護保険法の規定に基づき指定の効力の全部停止処分を行うものです。

#### 2. 指定の効力を停止する事業者等

- 事業者名称：株式会社マスタープラン
- 事業所名称：マスタープラン訪問介護事業所
- 事業所番号：2772408916
- 事業所所在地：大阪府枚方市長尾家具町四丁目3番地の5
- サービス種別：訪問介護

#### 3. 行政処分内容及び期間

- 処分の内容 指定の効力の全部停止
- 効力停止期間 令和6年7月1日から令和6年9月30日まで(3か月間)

#### 4. 行政処分を行う理由

(人格尊重義務違反)

介護保険法第77条第1項第5号

・令和5年2月から令和5年7月まで、喀痰吸引行為に必要な資格を持っていない訪問介護員3名が喀痰吸引行為を少なくとも62回以上、経管栄養等の注入手続きの同じく必要な資格を持っていない訪問介護員1名が経管栄養等の注入手続きを少なくとも1回以上行っていた。

・管理者が、訪問介護員が必要な資格を持っていないことを少なくとも令和5年3月には認識しながら、喀痰吸引行為や経管栄養等の注入手続きの実施が必要、または必要な可能性のある利用者に訪問するよう指示を行っていた。

<問い合わせ先>

健康福祉部 福祉指導監査課

電話 072-841-1468 FAX072-841-1322